

幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会の名称は、「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」(地域食堂を含む：以下、「本会」という。)と称する。

(本会の基本理念)

第2条 地域共生社会の実現を視野に入れ、こども食堂を通して、こどもや高齢者、障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して楽しく暮らせる地域づくりや居場所づくりの一助とする。

2 個別・相談支援(福祉的アプローチ)と地域住民の輪づくり(まちづくりアプローチ)を融合させた多世代交流拠点としてのこども食堂の開設を推進する。

(本会の目的)

第3条 本会は、社会福祉法人や民生委員・児童委員、NPO法人、医療法人、学校ソーシャルワーカー、民間団体など多様な主体との協働のもと、防府市内のこども食堂が安定かつ継続して開設できるよう支援体制を強化していく。

2 本会は、市内のこども食堂に必要な「人財、資材、資金、情報」等の運営資源を開拓し、かつそれらの資源が相互に有効活用できるよう、調整を行う。

3 本会は、県知事のこども食堂応援宣言や山口県子どもの貧困対策推進計画等に基づき、住民主体による防府市内における地域資源を掘り起こし、新たなこども食堂の開設支援を行う。

(本会の事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、会員相互の連携のもと次に掲げる事業を行う。

- (1) 多世代交流拠点としてのこども食堂に関する普及啓発事業
- (2) こども食堂の運営団体や支援者等に対する研修事業
- (3) 地域の特色を活かした創造的な地域住民の居場所づくり事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(本会の会員)

第5条 次の各号に掲げる団体や個人をもって、本会の会員とする。

- (1) 防府市内で、こども食堂の実践を行っている団体。
- (2) 新規こども食堂開設予定団体や本会の理念に賛同する団体及び個人、行政、関係者や

社会奉仕団体、その他会長が特に必要と認める団体や個人。

ただし、入会の際には役員会の承認を受けるものとする。

(3) 入会・退会を希望する団体・個人は、本会にその旨を届け出する。また、特定団体への勧誘や営利を目的とする団体や個人の入会は認めない。

(本会のサポーター会員)

第6条 物資や資金面等で協力関係にある団体及び個人をサポーター会員とする。

(本会の役員)

第7条 本会に、別添の名簿のと通りの役員を置くこととする。

2 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間として、役員会で承認を求める。

3 役員の中から、会長1名、副会長2名、総務1名、会計1名、監事2名を選出する。

(本会の会長、副会長等の選出)

第8条 前条3項の会長、副会長等は役員の中から互選とする。

(本会の役員の仕事)

第9条 会長は本会の会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長の職務を代行する。

3 総務は本会の主な事務、役員会や全体会の開催を総括する。

4 会計は、本会の会計規程に準じ、会計実務を行う。会計規程は、会長が別に定める。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(本会の役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、総務、会計、監事をもって構成する。

2 役員会は、本会の運営について協議する。

3 役員会は、次の事項を協議、決議する。

(1) 規約の変更に関する事

(2) 役員会や全体会の開催に関する事

(3) 事業計画及び事業報告、予算・決算に関する事

(4) 本会の解散に関する事

(5) その他本会が目的を達成するための必要事項に関する事

(本会の全体会)

第 11 条 会員が参加する全体会は会長が招集する。

(本会の会計)

第 12 条 本会の経費は、助成金や事業収入、各団体からの協力金、寄附をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までとする。

(本会の解散)

第 13 条 本会は、目的とする事業の継続が不能に至った際には解散する。

(残余財産の帰属)

第 14 条 解散した場合における残余財産は、役員会の決議によって決定する。

(本会の個人情報保護の取り扱い)

第 15 条 本会が各種取り組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については適正に運用するものとする。

2 こども食堂支援者から知り得た情報については、参加者の承諾なしに使用しない。

(本会の事務局)

第 16 条 事務局は、会長が所属する団体若しくは個人宅とする。

2 会計は、NPO 法人市民活動さぽーとねっとで行う。

(その他)

第 17 条 この規約に疑義が生じた場合は、その都度、役員会で諮り、改訂の上で会員に報告する。

2 緊急止むを得ない事項又は、軽微な事項は、会長の承認を得て先決できるものとし、役員会及び会員へ報告するものとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。